

仙台市消防局訓令第十九号

仙台市消防局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

仙台市消防局長 千葉 弘樹

仙台市消防局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

仙台市消防局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年仙台市消防局訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(地域手当等)</p> <p>第六条 [1 略]</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員（給料が日額で支給される者に限る。）の地域手当又はパートタイム会計年度任用職員のこれに相当する報酬（以下この条において「地域手当等」という。）の額は、第三条又は第四条の規定により消防局長が定めた給料又は基本報酬の額に<u>百分の六</u>（特別区の区域に在勤する会計年度任用職員にあっては、<u>百分の十八</u>）を乗じて得た額とする。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十一条 [1～3 略]</p> <p>4 紙与条例第十九条の五の二第二項の任命権者が定める期末手当の額は、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第一項第二号ロに掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当 期末手当基礎額（同号に掲げる会計年度任用職員基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当（パートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬）の月額の合計額をいう。）に<u>百分の七十</u>を乗じて得た額に、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額</p> <p>[イ～ニ 略]</p> <p>[5～7 略]</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 第十一条第四項の規定の適用については、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、同項第一号中「百分の十五」とあるのは「百分の十六」と、同項第二号中「百分の七十」とあるのは「百分の五十八を」とする。</p> <p>3 第三条第三項の規定により給料又は基本報酬の額が定められる会計年度任用職員のうち、消防局長が別に定める職員については、前項の規定は適用しない。</p> <p>4 前二項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な経過措置は、消防局長が別に定める。</p>	<p>(地域手当等)</p> <p>第六条 [1 略]</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員（給料が日額で支給される者に限る。）の地域手当又はパートタイム会計年度任用職員のこれに相当する報酬（以下この条において「地域手当等」という。）の額は、第三条又は第四条の規定により消防局長が定めた給料又は基本報酬の額に<u>百分の八</u>（特別区の区域に在勤する会計年度任用職員にあっては、<u>百分の二十</u>）を乗じて得た額とする。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十一条 [1～3 略]</p> <p>4 紙与条例第十九条の五の二第二項の任命権者が定める期末手当の額は、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第一項第二号ロに掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当 期末手当基礎額（同号に掲げる会計年度任用職員基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当（パートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬）の月額の合計額をいう。）に<u>百分の七十二・五</u>を乗じて得た額に、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額</p> <p>[イ～ニ 略]</p> <p>[5～7 略]</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>2 この訓令の施行に関し必要な経過措置は、消防局長が別に定める。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、令和七年十二月二十五日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の仙台市消防局会計年度任用職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第六条第二項の規

定は令和七年四月一日から、改正後の規程第十一条第四項第二号の規定は同年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この訓令による改正前の仙台市消防局会計年度任用職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(地域手当の特例)

4 次の各号に掲げる者に対する当該各号に掲げる期間における改正後の規程第六条第二項の規定の適用については、同項中「百分の八」とあるのは「百分の六」と、「百分の二十」とあるのは「百分の十八」とする。

一 別表第一備考3の消防局長が別に定める者 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

二 別表第一備考4の消防局長が別に定める者 令和七年四月一日から同年十一月三十日まで

(消防局総務部総務課)